

死刑及び終身刑に関する アメリカ合衆国イリノイ州(シカゴ)調査報告

京都弁護士会会員
堀 和幸
Hori,Kazuyuki

1 調査の目的

日弁連の調査団（死刑廃止検討委員会委員15名、研究者2名）は、2015年3月23日から27日まで、2011年に死刑制度が廃止されたイリノイ州（シカゴ）において死刑及び終身刑に関する調査を行った。同趣旨の調査は、2013年のテキサス州、2014年のカリフォルニア州（サンフランシスコ）に続いて3回目となるが、今回の目的は、シカゴに本部を置く「米国法曹協会」（American Bar Association : ABA）の死刑制度に対する取組、イリノイ州において死刑制度が廃止された理由、経緯、同州における終身刑の実情等について調査することにあった。

2 ABAの取組

ABAは1997年、深刻な制度的欠陥が排除されるまで、全ての死刑存置州において死刑執行を停止するよう求める「死刑モラトリアム決議」を採択し、2001年に「合衆国の死刑の運用を点検するためのガイド」を、2003年に「死刑事件における弁護人の選任と活動に関するガイドライン」を策定した。現在は、これらの普及に努めるとともに、死刑存置州においてガイドラインがどの程度実現されているかの調査を続けていている。

我々は、ABA本部において、死刑事件弁護プロジェクト主任のエミリー・ウィリアムズ（Emily M. Williams）弁護士、死刑事件適正手続プロジェクト主任のミスティー・トマス（Misty Thomas）弁護士から、前記のようなABAの活動の詳細をお聞きするとともに、今後の情報交換や協力についても確認することができた。

なお、当日は、ウィリアム・ハバード（William C. Hubbard）会長から電話で歓迎の挨拶をいただくとともに、上級ステラトジー（Strategy：戦略）アドバイザーのシェリル・ニロ（Cheryl Niro）弁護士も同席されるなど、日弁連とABAとの友好関係を深める場とも

なった。

3 イリノイ州における死刑廃止の経緯・理由

(1) 被害者遺族

イリノイ州では、被害者（遺族）の声が（えん罪と並んで）死刑廃止実現への大きな推進力となった。

そこで、我々は、ABA本部において、人権のための殺人被害者遺族の会（Murder Victims' Families for Human Rights : MVFHR）のメンバーであるゲイル・ライス（Gail Rice）氏（弟を殺害された。）とジェニファー・ビショップ－ジエンキンズ（Jennifer Bishop-Jenkins）氏（妹とその夫を殺害された。）からお話を伺った。ライス氏はキリスト教の立場から、ビショップ－ジエンキンズ氏は「殺害された妹は死刑を望んでいない。」という人権あるいは人道的な理由から、それぞれ積極的に死刑廃止運動に参加されたとのことであった。

なお、ビショップ－ジエンキンズ氏が言われた、「もし終身刑がなければ、死刑廃止には賛成しなかったかもしれない。」という言葉は、（死刑に代わる最高刑としての）終身刑の導入の当否を考える際の参考となるであろう。

(2) ロブ・ワーデン（Rob Warden）氏

イリノイ州では1980年代後半以降、死刑事件の雪冤者が相次ぎ、これがきっかけとなって、死刑の執行停止、最終的には廃止が実現した。

そこで、ノースウェスタン・ロースクールえん罪センターの元代表であり、また、「イリノイ州における死刑廃止の経緯と理由」（How and Why Illinois Abolished the Death Penalty）という論文も書かれているワーデン氏の自宅に伺い、同センターが多くの死刑確定者を弁護して雪冤を果たし、これが死刑廃止への大きな原動力となったこと等についてお話をお聞きした。

(3) スコット・トゥロー（Scott Turow）氏

前記のように、イリノイ州では、死刑事件の

雪冤者が相次いだ結果、2000年、ジョージ・ライアン知事（当時）により「死刑に関する諮問委員会」が設立され、同委員会は2002年、取調べの可視化等を骨子とした刑事司法制度改革に関する勧告を発表した。

『推定無罪』等の著作で著名な作家で弁護士のトゥロー氏（検事の経験もある）は、「死刑に関する諮問委員会」の委員も務め、そこでの議論状況等を描いた『極刑』という著作もある。そこで、アメリカで2番目に高い高層ビルのウィルス・タワー内にある同氏の事務所でお話を伺った。

同氏は、「死刑に関する諮問委員会」の委員になった経緯、そこでの議論の結果、当初は死刑を支持していた委員の中にも廃止の意見に変わった委員が出て（同氏もその1人）、最終的には死刑廃止を支持する委員が多数を占めたこと、今後、死刑が復活する可能性はほとんどないと等をお話しされた。

（4）リチャード・ディバイン(Richard Devine) 氏

イリノイ州では、2014年11月の選挙で民主党の現職知事が落選し、共和党の新知事が当選したが、新知事は選挙運動中に死刑復活を主張していた。そこで、元検事の立場から、死刑廃止や復活をどう考えるかをお聞きするため、元州検事のディバイン氏にお会いした。

同氏によれば、死刑の適用は慎重でなければならないが、死刑を科すべき事件はあると思う、その点で死刑復活が望ましいと考えているが、復活の現実的 possibility は、トゥロー氏と同様、ほとんどないと思うということであった。

4 終身刑の現状

（1）ステイトヴィル刑務所 (Stateville Correctional Center)

イリノイ州での死刑廃止後の最高刑は終身刑である。そこで、第一級重警備刑務所で、終身刑受刑者を収容しているステイトヴィル刑務所を訪問した。

同刑務所では、終身刑受刑者に対し、一般的な長期受刑者と異なる特別な処遇をしているわけではないが、処遇困難者が収容されている舍房を見ることができた。

そこでは、中央に警備をする看守のためのタワー状の部屋があり、それを取り囲むように円

形の舍房（4階建て）が設けられている（すなわち、看守は全ての舍房を見渡すことができるが、逆に、全ての舍房からも見られる。）。全て単独室であるが、過剰収容のため、一室に2人ずつが収容されていた。被収容者は房外に出たり、同房以外の被収容者と交流することもほとんどない。そのストレス発散のためか、あるいは、他の被収容者と言葉を交わすためか、多くの被収容者が、大きな声で、何事かを叫んでいる。そして、被収容者のストレスが溜まるのを恐れてか、刑務官もこれを止めようともしない。そのため、當時、多くの被収容者の叫び声が舍房全体に響きわたっているという、異様な空間であった。

（2）アラン・ミルズ (Alan Mills) 氏

イリノイ州の刑務所の処遇の一般的な問題について、アップタウン・ピープルズ・ローセンター (Uptown People's Law Center : UPLC) の事務局長で、数十年にわたり、イリノイ州の刑務所の処遇改善に向けて闘ってきたミルズ氏にお話を聞いた。

同氏によれば、イリノイ州の刑務所は過剰収容による問題を多く抱えており、被収容者によるクラス・アクションの提起を支援するなどして、処遇改善に取り組んでいるということであった。

以上のように、イリノイ州の刑務所の処遇はとても参考になるものではなく、（仮に終身刑が導入された場合）終身刑受刑者の処遇をどうするかは今後も我々の大きな課題として残ることになった。

5 まとめ

以上のように、イリノイ州で死刑が廃止された主な理由の一つはえん罪であり、今回の調査は、袴田事件の再審開始決定を契機に、死刑存廃の議論の中でえん罪の問題性がクローズアップされている我が国の状況を考える際の参考になると思われる。

その詳細は今後、報告書として取りまとめる予定であるが、この調査結果が、日弁連のみならず社会における死刑廃止についての議論の素材となれば幸いである。

〔死刑廃止検討委員会副委員長〕